

USPTO、個人出願人等による初回出願の早期審査試行プログラムを延長

2024年3月13日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、田畑

USPTO は、個人や極小規模事業者 (micro entity) が初めて特許出願する者に対して、審査を迅速に行う試行プログラム (First-Time Filer Expedited Examination Pilot Program) の実施期間を延長することを公表した¹。

昨年3月から開始された本プログラムは²、要件を満たした出願人及び発明者に対して、USPTO がファーストオフィスアクションを迅速に提供するものである。当初、本プログラムへの申請は、2024年3月11日またはプログラムの対象案件が1,000件に達するいずれか早い日まで受け付けることとされていた。

USPTO によれば、本プログラムの開始後12か月間において、350件以上の申請があり、2024年3月12日時点で147件が対象案件となり、そのうちの15件に特許が付与されている。

今般の延長により、本プログラムは、2025年3月11日またはプログラムの対象案件が1,000件に達するまでの、いずれか早い日まで申請が受け付けられることとなった。

USPTO の Kathi Vidal 長官は、「本プログラムの延長は、特許制度を通じて個人やコミュニティを向上させるための USPTO の多くの取り組みの一つである。USPTO が米国の新たな発明者に対してより早くフィードバックを行い、市場を変えるような製品の投入を迅速化することができれば、発明者は、地域や世界の問題を解決する、雇用と経済成長に貢献するといった役割を果たせるようになる」と発言している。

(以上)

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-03-11/pdf/2024-05102.pdf>

² https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2023/20230317.pdf